

# インディアン再組織法案審議に見る

## インディアン・アイデンティティの多様性

— インディアン議会議事録の検討をてがかりに —

野口 久美子

キーワード

インディアン再組織法 インディアン・ニューデイル政策 インディアン・アイデンティティ

### 1 はじめに

インディアン史におけるニューデイル期は、内務省インディアン局 (Bureau of Indian Affairs) 主導による、インディアン政策改革期(インディアンのためのニューデイル政策期)<sup>1)</sup>である。この時期、一九世紀後半以降の同化政策が行き詰まり、インディアン<sup>2)</sup>の貧困化が社会問題となる中で、インディアン救済策を求める連邦政府内外からの声がニューデイル期の福祉政策と呼応した。本稿で取り上げるインディアン再組織法案(以下再組織法案)は、フランクリン・ルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) 政権二

年目の一九三四年二月に起草され、同年六月一八日にホイラー・ハワード法 (Wheeler-Howard Act, 通称インディアン再組織法、以下再組織法)<sup>3)</sup>として可決された。同法は、ルーズベルト政権下でインディアン局長に着任したジョン・コリアを中心とする、インディアン<sup>4)</sup>の主権回復、権利擁護を唱える活動家らの長年の働きが、連邦議会内部の支持者の出現と、連邦資金割り当て額の増加によって結実した結果であり、インディアンのためのニューデイル政策の試金石となった。以下、本稿では再組織法研究がこれまで内包してきた問題点を指摘しながら、インディアンが再組織法体制に対して見せた主体的反応を、再組織法案の自治政

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性(野口)

府設立条項を例にとり、検討していく。

## 2 連邦インディアン政策改革とインディアン再組織法

一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、連邦政府は、インディアンに対する積極的な同化政策を促進してきた。一般土地割り当て法(The Allotment Act、通称ドーズ法)は、その象徴的議会法である。しかし一九二八年に刊行された『インディアン政策の問題(The Problem of Indian Administration)』(通称メリアム報告書)は、インディアン社会の包括的調査によりその崩壊と経済的困窮とを明らかにした。<sup>6)</sup>同報告書は、同化政策を基調とする連邦インディアン政策の劇的転向を促すものではないが、その失敗の最大の原因として、ドーズ法下でのインディアンの土地喪失を提示している。<sup>7)</sup>

当時インディアン権利擁護協会の会長であったジョン・コリアはメリアム報告書の指摘をさらに掘り下げ、土地の喪失やインディアン文化、社会の迫害によるインディアン・コミュニティの崩壊とそれらがインディアンに及ぼす精神的打撃が、インディアンの窮状を招いているとした。メリアム報告書作成に見られるインディアン社会の包括的調査と、コリアらのインディアン政策改革者らの働きは、再

組織法の思想的基盤を作り、それらはニューディール期に議会法として成分化されたと見ることができると。<sup>8)</sup>

再組織法の核となるのは、インディアン各部落、もしくはそれに準じるグループに対して自治政府設立を認めるという、部族自治の容認姿勢である。その具体的手段として、同法は部族、もしくはそれに準じるグループに以下二つの権利を承認している。一つは、内務長官の監督下で独自の部族憲法を作成し、その規定に従い自治政府を設立し、同自治政府が保留地内で一定の自治機能を持つこと、二つにはドーズ法による割り当て地などの個人財産を部族の共有財産とし、内務長官の監督下で管理、運用することである。再組織法では、その他、自治政府運営資金、自治政府の運営を担う人材育成のため、連邦政府から割り当てられる高等教育資金が捻出され、さらにインディアンによる部族弁護士任命権や、インディアン局でのインディアンの雇用促進など、自治政府の運営と、インディアンの経済的上昇を援助するための諸政策が提示された。<sup>10)</sup>

以上のように再組織法は、インディアンの自治、経済、教育の向上を扱った一括法案として、ニューディール期における対インディアン救済策となるべくして制定された。同時に再組織法は過去の連邦インディアン政策に修正を迫り、かつ以後のインディアン政策がとりいれるべき一つの

方向性を示している。それは土地を含めたインディアン  
の財産を、部族の共同所有として管理し、その経済基盤の強  
化につとめると同時に、部族主権の再建と、それを基本単  
位としたインディアン<sup>①</sup>の相互扶助体制（部族主義）を目指  
すという政策的姿勢である。

強制的同化政策と再組織法体制の政策的特長は、インディ  
アンの自己認識に対する政策上の態度を検討することでよ  
り明らかになる。前者では、インディアン文化の主な担い  
手である部族や、それに準じるグループの集団的アイデン  
ティティの否定が不可欠な要素となる。一方後者では、部  
族主義をとることで、むしろ集団的アイデンティティを必  
然的に容認することになる。

再組織法は、部族主義を提示する基本的前提により、こ  
れまでインディアン<sup>②</sup>のアメリカ社会への統合理論として広  
く議論に上ってきた。特に多文化主義議論が盛り上がり  
を見せ始めた一九八〇年代前後、歴史・人類学の分野にお  
いて活発化し、同法に対する評価も大きく変化してきた。そ  
の<sup>③</sup>中では、部族主義を体現している自治政府の設立が、イ  
ンディアン社会やその伝統文化保存のために果たした役割を  
積極的に評価し、一九六〇年代以降の汎インディアン主義  
を準備したものであるという点を強調し、再組織法を肯定  
的にとらえる研究がある。一方、近年では、再組織法によ

る自治政府設立提案は、インディアンの既存の社会形態を  
無視した「西洋式の社会形態」の押し付けに過ぎず、結果  
的にはインディアン文化を無視し、同化を促したとする、  
同法への批判的な見解が目立ってきている。<sup>④</sup>

しかし従来の研究では、再組織法のインディアン統合理  
論としての側面が強調され、インディアン政策史上での意  
義を巡る議論や、法案作成者らの政策理念への注目、賛否  
に終始してきた。一方で一部の部族史や、オーラルヒスト  
リーを除き、インディアンを単なる再組織法の受け手とし  
てのみ捉える傾向があるのと同時に、部族自治の実態など、  
同時代のインディアン社会の状況調査を含めたインディア  
ン側からの多様なアプローチに対して、十分検討していな  
い。<sup>⑤</sup>さらに再組織法下では、当時二〇〇部族以上を抱える  
インディアン社会全体に対し、成員の任意としながらも部  
族自治という単一の将来像を強固に推進することになった。  
だがその前提条件となるべき、インディアンの集団的アイ  
デンティティの状況に関する研究は、当時においても、近  
年においても欠如している。<sup>⑥</sup>

本稿ではこれらの問題点を念頭におきつつ、従来の再組  
織法研究では十分に扱われていない、再組織法の対象者で  
あるインディアン側の意見に焦点をあてる。その際、多岐  
にわたる再組織法の内容の中から自治政府設立に対する意

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性(野口)

見を取り上げる。それはこの問題が、再組織法の最も革新的、本質的提案である部族主権に直結するものであると同時に、自治問題と関連づいたインディアンの同時代的自己認識と集団意識の状況を確認するのに有効な手がかりとなるためである。

### 3 自治政府設立に対するインディアンの反応

そこで以下一九三四年三月から四月、つまり再組織法成立二ヶ月前に開催されたインディアン議会(Indian Congress)をとりあげる。インディアン議会とは、インディアン局主催で開催された、インディアン各部族、管轄区、保留地(以後「インディアングループ」と記載)に対する再組織法案公聴会である。インディアン局は、インディアン問題下院委員会が同年二月二二日(上院委員会は二七日)より始まっていた再組織法案に対する連邦議会公聴会を一時中断し、インディアン議会を全国各地で開催した。

同議会は平原インディアン会議(サウスダコタ州ラピッドシテイインディアン学校にて、一九三四年三月三日―五日)、チペワ会議(オレゴン州チペワにて、三月八日―九日)、ナバホ部族会議(アリゾナ州フォートデファイアンスにて、三月二―三日)、全プエブロ会議(ニューメキシコ州サ

ンドミンゴにて、三月一―五日)、南部アリゾナインディアン会議(アリゾナ州フェニックスにて、三月一―五日―一六日)、南カリフォルニア・インディアン会議(カリフォルニア州リヴァーサイドにて、三月一―七日―一八日)、西部オクラホマ・インディアン会議(オクラホマ州アナダゴにて、三月二―四日)、文明化五部族会議(オクラホマ州ムスコギーにて、三月二―四日)、オセイジ・クワポ管轄区・インディアン会議(オクラホマ州マイアミにて、三月二―四日)、そしてヘイワード会議(ウイコンシン州ヘイワードにて、四月二―三日―二四日)として、計十地域で開催された。インディアン局は、議会開催にあたり、各インディアングループに再組織法案公聴会を開催する旨を告知し、この一〇の開催地のうち、規定のインディアン議会への出席を要請した(資料1参照)。告知を受け取ったインディアングループのうち、合計一一の部族、管轄区、保留地から、二―三人の代表者がインディアン議会に出席している。

インディアン局の出席要請状によれば、インディアン議会の開催動機は、各部族代表者に対する法案の説明とインディアンからの意見収集にある。この動機からは、インディアンの意見次第では法案を修正するという、過去の連邦インディアン政策の中では異例となる、インディアン局の柔軟な態度を見ることができるといえる。しかし一方で、インディア

資料1 インディアン議会開催地

史苑  
(第六五卷二号)



Minutes of Indian Congress より作成

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性(野口)

ン議会の開催は、すでに始まっている連邦議会再組織法案公聴会における、強制的同化政策推進派議員からの激しい反発をかわすため、インディアンからの賛成意見を取り付け、法案成立の追い風にしたいとの意図をもった苦肉の策であったという側面もある。結果として、インディアンからの同意が法案の連邦議会通過と連結するというインディアン議会の開催背景は、インディアン局とインディアン側により率直な意見交換の機会を提供したのである。

これまでの再組織法研究では、インディアン議会の存在を指摘しながらも、議事録の膨大な量から、同議会に関する本格的な分析が手付かずのままであった。中でも、二〇〇〇年には、スー族出身の研究者ヴァイン・デロリア・ジュニア (Vine Deloria, Jr.) がインディアン議会の全議事録を収めた資料を発行し、そこで再組織法案に対するインディアン自身の「生の声」をそのまま世に問いている。<sup>(21)</sup> デロリアの研究では議事録自体の詳細な分析にまで取り組まれていない点が惜しまれながらも、インディアンへの主権返還を提唱した再組織法そのものの意味を、歴史におけるインディアンの主体性を重視するという観点から提起している。本稿はその研究意図を継承するものであり、以下ではデロリアの研究を踏まえ、インディアン議会での特徴的意見を提示、分析していく。

資料2はインディアン議会において、各インディアンの代表者から提出された意見を、上段の部族自治、自治政府に関する意見、その下段の経済効果に関する意見、そしてその他として大まかなカテゴリーに分類したものである。このように、インディアン議会でも出された意見、質問は多岐にわたるが、当時、緊急を要していた経済問題への関心の高さと同様、自治政府設立に伴う部族自治問題に対して多くのインディアンの関心が向けられていることが分かる。

それでは、以下インディアン議会でも出された、インディアンからの特徴的な意見をみていく。まず一点目には、自治政府の設立が、既存のインディアン主権国家としての地位に与える影響を懸念する意見である。例えば、主権国家としての部族意識が強い南西部ホピ族や、プエブロ・インディアンなどからは、再組織法という議会法に沿った自治政府の再建、もしくは自治政府の連邦政府への帰属化は、そもそも合衆国建国以来、国家内独立国家 (domestic dependent nation)<sup>(22)</sup> として存在してきた、部族主権の本来的なあり様を否定するものであるとの発言があった。

スペイン政府、その後のメキシコ政府、そしてアメリカ政府も代々、我々ホピ族政府を承認してきたではないか。ホピ族は一八四八年のグアダルーペ・イダルゴ (Guadalupe Hidalgo)

資料2 インディアン議会におけるインディアンの意見（発言内容とその頻度）

分類	意見内容	Plain	Chippewa	Navajo	Pueblo	Southern Arizona	Southern California	Western Oklahoma	Five civilized	Miami	Wisconsin	合計数(回)	%
自治政府に対する關心事	部族自治と教育政策(連邦教育資金の用途)	3	1	0	3	4	7	1	1	2	2	24	32.4
	市民権問題(州選挙権、市民権の行使)	2	1	0	1	3	7	1	2	2	7	26	
	既存の自治機関との関連	1	0	0	1	2	0	0	0	1	0	5	
	自治政府設立に関する技術的問題	6	7	12	5	19	12	11	24	7	10	113	
	自治政府と既存の条約、契約内容	11	0	0	6	2	3	1	5	1	4	33	
経済効果に対する關心事	土地問題(継承権、割り当て制廃止、部族の共同所有に關して)	16	17	7	6	12	18	20	14	17	8	135	40.4
	回斂資金の仕組み(額、担保)	3	1	2	10	3	0	0	0	0	0	19	
	訴訟問題／インディアン裁判所	4	4	0	5	12	1	4	5	3	3	41	
	家畜削減問題	1	0	20	1	0	1	0	0	0	0	23	
	資源問題(水利権、天然資源の所有権)	3	3	0	2	8	1	0	0	2	3	22	
	税問題(土地に対する免税の継続)	5	2	0	0	1	0	1	2		0	11	
その他	政府に対する不信感	0	1	0		3	3	0	0	0	1	8	27.2
	インディアン議会開権に關しての賛意	3	8	0	0	0	1	0	4	2	0	18	
	法案を拒否した場合の処遇	0	0	0	1	3	3	0	1	2	4	14	
	その他	15	10	10	10	18	17	2	14	19	14	129	

Minutes of Indian Congressより作成

条約で承認された政府ではないのか？ [Hopí: 以下代表しているインディアン・グループ名]  
 私はなぜこの法案が我々インディアン部族に必要であるか明らかにさせたい。……スペインがこの大陸にやってきてから……我々は常に(独立国家として)著者補足)承認されてきた。「我々が依然として独立国家である」という前提のもとに、法案が議会を通過する場合に、我々は法案を承認する。我々はアメリカ市民としてではなく、独立国家としての主権を守るべく、この法案が成立すればよいと考える。 [Paiogue]

これらの意見は、一九世紀以降、司法制度上では依然として独立国家としての地位を承認しながらも、一方ではインディアンを行政、立法権の下で治めようとしてきた連邦インディアン法のあり方自体に疑問を投げかけ、それを根拠としてインディアン政策の一貫性の欠如を指摘した、再組織法体制に対する本質的な反論である。<sup>(26)</sup>  
 さらに二点目としては、上記の問題と関連して、一八七一年に条約締結制度が終了するまでに、部族が主権国家として合衆国との間に取り結んだ条約内容の有効性について、主に平原インディアンや南西部のインディアンなどから不安感が示されている。それは自治政府を設立した場合、条約の下で約束されたインディアン部族への補償金、保留地における土地の使用権などの権利は事実上消滅するの可否

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性(野口)  
か、という点である。

スー族に対する一九二八年の法律は反古にされるのか? [Sioux]  
法案を受け入れたら一八六三年、七八年、八九年の条約は反古にされるのか? [Standing Rock]

再組織法は、基本的に既存の条約内容に影響を与えるものではない。しかし一部の部族内では、これらの懸念が同法に対する否定的雰囲気をもたらしていたことは事実である。

さらに三点目として、南アリゾナ会議や文明化五部族会議などでは、自治政府の運営に及ぼす内務長官の権限の大きさが問題となっていたことが分かる。

これは「インディアン自治政府」ではなくて、「内務長官の規制と監督下にある自治政府」というのが正しいのではないか? [不明]

まず内務長官やインディアン局の権限を減らすことである。彼らはアドバイザーとして、法律の執行権を享受している。彼らがこのような権限を持つことは、時として危険である。[不明]

前述したように、自治政府の設立に際し、内務長官はその執行権と、後見的立場としての監督責任を持つ。この点も既存の部族主権の軽減に当たるものであると非難の根拠

となつている。

上記した三つの意見傾向は、当時のインディアン保留地内における、部族の自治機能を確認する手がかりとなる。つまり、一五世紀以降、インディアンの部族自治に大きなマイスの影響を与えてきたと考えられる事実、つまり飢饉、疫病、インディアン戦争などによるインディアン人口の急激な減少、一八三〇年代の強制移住政策と保留地制度の適用、宣教師や保留地監督官らの社会的影響、一九世紀後半以降の強制的同化政策、そして保留地の減少などを経験してもなお、保留地内における部族意識が強固に保たれているという状況である。よって、先に挙げた諸々の意見は、部族主権が正式に制度として行政権の下に置かれる状況に対する違和感からであり、それは南西部インディアンなど、部族主権が健在であるインディアンに多くみられた、再組織法に対する特徴的な意見である。

次に挙げる意見は、自治政府とインディアンのアメリカ市民権との関連性について述べられたものである。

この法律は過去の法律を破棄させるものである。……インディアンは一九二四年の法によって合衆国市民となった。よって他の市民と同様に、完全な権利を享受し、また合衆国憲法下に置かれ、修正第五条に守られる。法案はこれにいかにか作用するの



か? [Crow]

この法律はいわゆる「隔離政策」と考えるが、それにより州の参政権を失うことになるのか? [Chickasaw]

これらは、大きな自治権を持つ部族政府を設立し、地方自治体としてのインディアン・コミュニティーの権限を強化した場合に、それが選挙権を含めた、インディアンの合衆国市民、州民としての権利に与える影響を懸念した声である。この種の意見は、主に南カリフォルニア会議やヘイワード会議などにおいて、比較的都市部に隣接して居住するインディアンから出された。インディアン議会で、インディアン局側は、自治体成員と、より公的な州民、合衆国市民としての地位は両立が可能であると説明している。このように、法的な「一般的アメリカ人」としての権利を求めるインディアン態度は、部族民として同様、アメリカ市民、州民としての権利と、義務の要求があったことを示している。

同様の意見は、平原、南カリフォルニア両会議などにおいて、土地を効果的に運営しながら白人社会に隣接して、生活、経済活動を営むインディアンにも見られる。ここでは自治政府が担う、コミュニーナルな経済活動に対する非難が示された。彼らは財産の共同管理体制を、社会主義的、

共産主義的であり、自由な経済活動を阻害するものとして拒否するとともに、自治政府の設立は白人社会からの孤立を深めるとして反対している。

法案を受け入れることは出来ない。……白人式の生活に慣れているのでそれはとても困難である。……コミュニティー生活を送ることで、白人の友人たちと離れて生活することはできない。 [Crow]

私は一〇〇パーセントアメリカ人である。法案は共産主義や社会主義的であり、我々はこのどちらにも受け入れる気はない。 [不明]

インディアンは公立学校へ行くべきではないのか。その方が白人式の生活に適用できる。 [Santa Yashel Reservation]

このように、一部のインディアンは自らを「一〇〇%アメリカ人」であると自称し、自らに対する連邦政策の例外主義を否定することによって、部族自治の強化を非アメリカ的として拒否している。この種の意見は、インディアン部族民として、その政策改革の基本的前提とした再組織法立案者らの主たる認識と、インディアンの自己認識や将来像との間に隔たりがあることを示している。

次に、インディアン議会では部族内分裂を理由とした否定的見解がみられた。特にアリゾナ、ナバホ、オクラホマ東部の各部族からは、部族内における、多次元の分裂状況

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性(野口)

が報告されている。その主たる原因を、ここでは主に地理的、経済的要因と血統的要因として分類する。まず地理的要因は、同一部族が地理的に分散して居住していることが理由となつて示す。例えば、ホピ族、ナバホ族など、日常的な社会形態が、部族ではなくそれを更に細分化させた村落共同体、または氏族、家族単位で構成されていた部族にみられる。

我々の保留地内には、二つの派閥があるが、別々にコミュニケーションをつくることは可能であるのか? 「不明」

各氏族単位で要求が異なるため、それぞれのための会議を開き、要求を聞いていただきたい。<sup>(36)</sup> [Joe Mission]

これらの部族成員は、部族民としてよりも、小規模な共同体の成員としての自意識が強く、部族を単位とする自治体を新設することに大きな抵抗を表している。

次に経済的要因は、部族、保留地内における経済状況の格差が障害となつて示す。実際にこの状況は、同一部族内でも個人財産としての割り当て地を保持しているインディアンと、それを失った、いわゆるランドレス・インディアン(Landless Indian)の対立として現われている。

私は強く法案の成立に反対する。……なぜなら土地を持たな

い、保留地外のインディアンのために土地を購入すること、さらに我々が購入した土地に彼らを住まわせることになるからだ。……私はこれらの土地が永遠に我々のものであることを望む。<sup>(37)</sup> [Yakima]

私はオクラホマに一〇〇エーカーの土地を持っている。私はこれらの土地を、すでに自分たちの分を売却し、金に変えてしまったインディアンの利益のために、犠牲にしなければならぬのか? 「不明」

自治政府による財産の共同管理は、その利潤をランドレス・インディアンと共有することを意味する。例えばヤカマ族などは、財産の共同管理で得るのはランドレス・インディアンのみであると、その不公平感を訴えている。さらに血統、世代的要因は、部族内のフアクションナリズムが、主に純血対混血インディアンの見解の差異となつて表明されていることを示す。

ここにいる代表者は、ユマ保留地(Yuma Reservation)の教育を受けたインディアンの代表である。……保留地において教育を受けたインディアンは、現時点で法案に賛成である。だが老年のインディアンには賛成者が殆どない。<sup>(38)</sup> [Fort Yuma]

我々の中では純血のインディアンが多く、彼らは生活が閉鎖的であり、また教育も十分ではない。よつてこの法案を十分に理解するのは困難であると考ええる。<sup>(39)</sup> [Creek]

これらの意見の背景には、世代、教育程度から生まれる、識字率や対白人社会に対する順応度の差異があるといえる。インディアン議会では、特にペヨーテ信仰や自治政府が担う教育政策、特に連邦政府から支給され、部族の任意で使用する可能な教育資金の用途に対する意見の相違としてみられた。また血統間の差異は、混血が進んだ青年層と、一方の老年層との意見の差異を生んでいる。前者が比較的部族政府の再建に意欲的であるのに対して、後者は保守的に反対する傾向があった。以上の三つの意見傾向からは、部族内での多次元にわたる分裂のため、一部の地域では部族主体の自治政府設立が困難となっている状況が確認できる。

次にナバホ議会やチェマワ議会からは、部族成員の政治的理解のなさ、人材、技術不足という点で、自治政府の運営に自信がないとの意見が挙がっている。特にナバホ族の代表者は、当時部族内で問題となっていた、過剰飲酒、衛生管理の改善という日常的、かつ緊急に解決すべき問題をあげ、自治の確立よりも連邦政府の積極的な介入によるこれらの生活状況の改善が先決であるとしている。

ナバホ族は飲酒、不衛生、そしてカードゲームなど、不道徳な環境の中で生活しており、これらは我々の健康にとって害となる。……今は部族政府について話し合っているが、これらの問題を抱えている我々は、まだその準備さえできていない。……

史苑（第六五卷二号）

もしあなた方が我々を救いたいと考えているなら、これらの問題にこそ早急に対処しなければならぬ。<sup>①</sup> [Northern Navajo] これは小さな馬の背中に大きな荷物をくくりつけるようなものだ。我々の肩には荷が重過ぎる。<sup>②</sup> [Yakima] 法案はインディアン語に訳し、部族民に報告するには複雑すぎる。我々は寄宿学校でさらに教育を受けてからの方がいい。そのためには高等教育の浸透が重要である。<sup>③</sup> [Mission Indian]

さらにその他の意見として、主に平原インディアン会議などでは、過去の条約不履行や、連邦インディアン政策の一貫性のなさ、インディアン局による白人の土地投機業者に対する甘い監督、さらに保留地監督官の不正など、連邦政府とインディアン局に対する一般的不信感が挙げられた。これらの先入観は、自治政府の機能、利点如何にかかわらず、その設立に対する反対理由となっている。

八三年前、連邦政府と我々は友好的な関係を保っていた。我々は条約も甘んじて受け入れたのである。しかし政府はそれを反古にした。我々が訴訟を起こしたときには、条約にはインディアンに対して如何なる補償をする記述もなかったのである。……我々は政府とインディアン局がこれらの悪事を改めることを望むのである。 [Fort Berthold]

この法律は我々が考える以上に、恐ろしい結果を招くであろう。我々は内務省の「回し者」たちの意見をよく検討しなくて

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性（野口）  
はならないのだ。<sup>(65)</sup> [Kamath]

またカリフォルニア地域のインディアンは、保留地外に居住するインディアン、特に都市インディアンに対する法律適用（特に自治政府設立の可能性、土地の共同管理問題に関して）<sup>(66)</sup>が、再組織法案には示されていない点が指摘している。実際に再組織法案は、保留地内でのコミュニティ活動が可能である状況、つまり保留地居住が条件となっており、実際に都市へ移住したインディアンは対象外であった。これは鶴月裕典氏の指摘にもあるように、当時一〇%前後存在していたと都市インディアンに対する、インディアン局の認識不足を表しているといえる。<sup>(67)</sup>この認識不足が再組織法成立後、その存在意義の大きな障害となり、一九五〇年代以降の都市インディアンの増加、都市での汎インディアン運動の活性化の中で問題となっていく。

これまでの意見を総括すると、インディアン議会では、自治政府に対する多角的視点から多くの否定的、懐疑的態度が提示されていることが分かる。勿論、後に示すインディアン議会後の賛否投票結果からも分かるように、インディアン議会において、法案に一定の理解を示し、積極的に自治政府の仕組み、利点に関心を持つて賛意を表明しているインディアングループも存在する。しかし同時に、積極的

な反対意見を示していないグループの中には、法案を再討議する時間が必要である旨をインディアン局に訴えているなど、保留傾向も強い。<sup>(68)</sup>さらに南西部インディアンのように、部族主権に対する一部不安感を示しながらも、自治政府の再建を肯定的に捉えているインディアンは、法案の具体的内容よりも、コリア・インディアン局長に対する信頼や、インディアン局の新たな法律に対する期待感に負うところが大きいのである。

これ以上質問はない。……コリア局長はインディアンのために何かをしてくれようとしているのであり、私はコリア局長が信頼されるべきであると考え。……我々が彼の味方として團結すれば何かしら達成できるであろう。<sup>(69)</sup> [Acoma]

私はまずこのような会議を開いてくれたコリア局長とインディアン局に感謝する。これまでのインディアン政策は、押し付けられるのみでインディアンには何ら発言権が無かった。<sup>(70)</sup> [Crow]

以上、インディアンの社会状況と関連させて、インディアン議会で出された意見傾向を整理してきた。当然ながらインディアン議会に出席したインディアンの代表者らの選定方法からは、これらの意見を部族の代表的意見として捉えることの危険性があり、今後は部族代表者の部族内における立場、その代表者としての正当性など、インディアン

議会運営の方法論に関する詳細な分析を進めることも重要である。また今回用いた資料が、インディアン局による議事記録であるという性格上、意見記録の公平さという点からも史料上の問題が浮上することが必至であり、よって今後は本稿で扱った意見を各管轄区、部族による記録と照らし合わせる作業が必要である。しかし、後者の問題に關して付け加えれば、インディアン局による資料記述というフィルターを通過してもなお、再組織法案（時に自治政府の設立）に対するインディアンの方見が、議事録の形式で確認することができるという点は、再組織法案に対するインディアンの方見の多さを裏づけるものとなる。

以上の問題点を念頭におきながら、本稿ではインディアン議会ごとに出された意見の多様性と、その傾向を提示するにとどめたい。しかし少なくともインディアン議会議事録の検討では、部族主権の主張、部族内分裂、アメリカ白人社会への同化を望む声、統制経済への反発など、自治政府に対する多角的な批判が見られ、そこでは連邦政府が提唱した部族主権に対する、インディアンの方見の様々な拒否感が提示されている。さらにその傾向にまで分析を進めれば、部族主権に対しより積極的なインディアンからは、インディアン法のあり方、過去の条約の遵守、自治政府における内務長官の大きな権限を憂慮し、主権国家としての部族の既

存の地位を盾に反対が表明されている。一方部族主権に対し、より消極的なインディアンからは、自治政府の運営能力のなさや、部族内分裂を理由に反対意見が述べられ、むしろ連邦による積極的統治を望むインディアンの方見をも確認することができた。

#### 4 インディアン議会後の動き

では、自治政府設立に関してインディアン議会でも出された意見は、後の再組織法案成立過程にいかんにか反映されたのか。インディアン議会により中断されていた連邦議会再組織法案公聴会は、下院で一九三四年四月九日、上院で四月二六日にそれぞれ再開されている。インディアン局は、下院公聴会の最終日である五月八日に、インディアン議会後に行ったインディアンによる再組織法案賛否投票の結果を、下院インディアン問題委員会に提出した。（資料3参照）この投票結果では、賛成が五五部族（一四一、八八一）、反対が一二部族（一五、一〇六人）とされている。インディアン局はこの結果を、インディアンからの再組織法案承認獲得を裏づけるものであるとしている。

投票結果では、インディアン議会でも提出された法案への様々な反対意見と比して、インディアンによる法案賛成が

資料3 Official Vote of Indian Tribes on Wheeler-Howard Bill

Favorable Vote

Tribe	Population	Date	Remarks by BIA	Resolution/ Jurisdiction
Arizona:				
Fort Apache	2,737	Apr. 7, 1934	Official meeting.	Fort Apache Agency, White River Ariz.
Havvsupai	201	Apr.12, 1934	Official meeting. Qualified approval want no change in present government.	
Hopi	2,925	Apr.14, 1934	Official meeting of all representatives of Hopi Villages. Two-third vote in favor of bill.	Oraibi, Ariz.
Fort McDowell (Apache)	190	Mar.28, 1934	Official notice to Department from chief of council.	
Navajo	42,374	Apr.10, 1934	Tribal council of Navajo Nation.	Leupp School and Agency
Pima (Salt River)	1,039	Mar.16, 1934	Phenix conference.	
Gila River Reservation	4,659	Apr.25, 1934	Phenix conference. Also notice from superintendent.	
San Carlos Apache	2,796	Mar.16, 1934	Phenix conference. Singed statement by authorized committee.	
Idaho:				
Bannock	344	Mar. 6, 1934	Petition to President signed by 170 male members of tribe.	Fort Hall Agency, Fort Hall Idaho
Michigan:				
Mount Pleasant (Chippewa)	186	Apr.23, 1934	Hayword conference.	
Minnesota				
Grand Portage (Chippewa)	376	do	Do.	
White Earth (Chippewa)	4,000	Mar.23, 1934	Do.	
Pipestone(Sioux)	582	Apr.23, 1934	Do.	
Red Lake (Chippewa)	1,938	Apr. 5, 1934	Interview by superintendent with officers of council. Latter approve bill, but do not want the self-government title to apply to them.	
Mississippi:				
Choctaw	1,729	Mar.10, 1934	Official meeting.	
Montana:				
Blackfeet	3,890	Mar.31, 1934	Tribal business council meeting. Bill accepted with amendments.	Blackfeet Agency, Browning, Mont.
Flathead	2,945	Apr.14, 1934	Tribal council of confederated tribes. Vote110 to 11.	
Nevada:				
Pyramid Lake (Paiute)	566	Mar.28, 1934	Members approve bill. Have already appointed chairman for proposed self-government unit.	Pylamid Lake Jurisdiction, Nixon, Nev.
New Mexico:				
Nambe Pueblo	127	Mar.16, 1934	Tribal meeting. Council unanimous.	
Picuris Pueblo	113	Mar.18, 1934	Governor and council unanimous.	Santa Fe school, Santa Fe, N.Mex.
San Ildefonso	123	Apr.21, 1934	Governor and council approve bill.	
San Juan	546	Mar.15, 1934	All-Pueblo council meeting.	
Santa Clara	390	Mar.26, 1934	Council unanimous. Minority petition to make certain changes(appeal from court; four-fifths vote for ratification of charter) signed by 33 members of tribe.	
Taos	733	Mar.14, 1934	All-Pueblo council meeting.	
Tesuque	120	do	Do.	
Acome	1,109	Mar.31, 1934		
Cochiti	298	Mar.24, 1934	Tribal council meeting.	
Jamez	658	Mar.14, 1934	All-Pueblo council meeting.	
Laguna	2,226	do	Do.	

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性 (野口)

Sandia	123		Official word from tribal officers.	Albuquerque, N.Mex
San Felipe	567	Apr. 6, 1934	Governor and councilmen approve bill.	
Santa Ana	245	Mar. 19, 1934	Tribal council meeting.	
Santo Domingo	861	Mar. 26, 1934	Official word from council secretary.	
Sis Pueblo	187	Mar. 14, 1934	All-Pueblo council meeting.	
Zuni	2,021	do	Do.	
Pajoague	8	do	Do.	
New York:				
Cayugas	196	Apr. 19, 1934	Favor bill if made to apply to them.	
North Carolina:				
Eastern	3,247	Feb. 15, 1934	Open council meeting. Vote 9 to 2.	
Oklahoma:				
Keetowah Society	6,000	Mar. 22, 1934	Resolution at Muskogee conference.	
Chickasaw	4,685	Apr. 2, 1934	Official convention. Respoution sent to President.	Ada, Okla.
Creek	8,607	Apr. 12, 1934	Official meeting. Vote 64 to 4.	
Choctaw (7counties)	10,633	Apr. 16, 1934	Official county meetings. Remaining county meetings scheduled. Overwhelming approval thus far.	Seven counties:Atoka, Bryan, Choctaw, Haskell, McCurtain, Pittsburg, Pushmataha
		Apr. 21, 1934		
South Dakota:				
Pine Ridge (Sioux)	8,294	Apr. 26, 1934	Tribal vote. Bill accepted with amendments.(vote of 2,500 people)	
Rosebud (Sioux)	6,280	do	Tribal vote, two-thirds favorable.	
Washington :				
Suquamish	148	Mar. 18, 1934	General council. Majority approve major portions claims and compensation to be untouched.	
Wisconsin:				
Oneide	3,087	Apr. 23, 1934	Hayward conference.	
Lac du Flambeau (Chippewa)	849	do	Do.	
Mole Lake (Chippewa)	122	do	Do.	
St. Croix (Chippewa)	212	do	Do.	
Lac Courte Oreille	1,538		Committee held weekly meetings on bill. 310 of 500 voters signed, approval. Others older men, not opposed, but fear loss of treaty rights. Want assurance.	
Menominee	2,023	Apr. 11, 1934	Tribal endorsement presented to House committee. Official meeting, vote 104 to 1.	
Total (51tribes)	139,824			

## Unfavorable Vote

California:				
Rincon	183	Mar. 25, 1934	Majority opposed. Consider present law adequate for them.	Rincon Indian Reservation, Valley Center, Calif.
Montana:				
Crow	2,028	Apr. 4, 1934	Unanimously opposed by tribal council. Feel unprepared for self-rule. Want to keep allotments, (Land provision of bill misinterpreted.) Believe bill may be of value to other tribes.	Crow Indian Agency, Hardin, Mont.
South Dakota:				
Yankton(Sioux)	2,038	Apr. 26, 1934	Tribal vote 80 persent opposed.	
Oklahoma:				
Kikapoo, Mexican	212	Apr. 14, 1934	General council meeting. Feel unprepared for self-rule. Also consider themselves too small a group.	Shawnee Indian Agency, Shawnee, Okla.
Quspow	528	Mar. 27, 1934	Tribal council. Feel bill not applicable to tribe but do not oppose its passage for other tribe.	

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性(野口)

<b>Oregon:</b>				
Klamath	1,349	Apr. 3, 1934	Official council. Vote 220 to 34. Satisfied with present regime. Wish continued right to sell inherited land to whites.	
<b>Washington:</b>				
Colville	3,067	Apr. 16, 1934	Council of chiefs, head men, and representatives of bands remonstrated against bill. No popular expression of opinion.	Colville Indian Agency, Nespelem, Wash.
Spokane	794	Apr. 9, 1934	Vote 106 to 1. May approve bill if given guarantee of school, continued life on reservation, and financial security by Congress.	Spokane Indian Reservation, Wellpinit, Wash.
Snoqualmie	50	Apr. 17, 1934	Tribal council meeting. Will not consider self-government or accept any part of bill until pending claims settled.	
<b>Wyoming:</b>				
Arapaho	1,036	Apr. 7, 1934	General council meeting, vote 153 to 5. Wish to be excluded from bill.	Shoshone Indian Reservation, Fort Washakie, Wyo.
Shoshone	1,079	do	General council meeting, 115 to 1. Wish to be excluded from bill.	Shoshone Indian Reservation, Fort Washakie, Wyo.
Total (11 tribes)	12,364			

**Total Indian vote on Wheeler-Howard bill, as of Apr. 30, 1934**

Favorable (51 tribes) 139,824  
 Unfavorable (11 tribes) 12,364  
 Grand Total (62 tribes) 152,188

**Additional official votes of Indian tribes on Wheeler-Howard bill, received between Apr.30 and May, 1934**

Tribe	Population	Date	Remarks by BIA	Resolution/Jurisdiction
<b>Kansas:</b>				
Iowa	479 (for)	Apr. 21, 1934	Unanimously approved at tribal meeting.	Haskell Institute Jurisdiction, White Cloud, Kans.
Kickapoo	297 (for)	Apr. 24, 1934	Tribal business committee. Plains congress.	
<b>Montana:</b>				
Rocky Boy	670 (for)	Mar. 4, 1934	Plains congress, Rapid City. Affirmed by superintendent.	
<b>Oklahoma:</b>				
Cheyenne-Arapahoe	2742 (against)	Apr. 9, 1934	General conference by districts. Reject self-government. Oppose abolishing of allotment act and giving land to Indians in severalty. (Bill misinterpreted.)	Cheyenne-Arapahoe Agency
Shawnee (Absentee)	611 (for)	Apr. 21, 1934	General council of tribe. Resolution signed by Tribal Business Committee.	Shawnee Agency, Okla.
Total	2057 (for)			
	2742 (against)			

**Total Indian votes on Wheeler-Howard bill, as of May 7, 1934**

<b>Favorable</b>		<b>Unfavorable:</b>	
To Apr. 30 (51 tribes)	139,824	To Apr. 30 (11 tribes)	12,364
Apr. 30-May 1 (4 tribes)	2,057	Apr. 30-May 1 (1 tribe)	2,742
<b>Total (55 tribes)</b>	<b>141,881</b>	<b>Total (12 tribes)</b>	<b>15,106</b>

U.S. House Committee on Indian Affairs, "Readjustment of Indian Affairs," Hearings on H.R. 7802, 73d Cong., 2d sess., 1934.397-425, より作成



反対意見を大きく上回っている。この結果に関しては、十分検討の余地があるであろう。はじめに賛成意見の獲得状況からは、インディアン議会の開催が、当初の目的通り法案に対するインディアンの懐疑心を解き、法案の実質的効果に対する理解獲得に、一定の役割を果していると思われることができる。しかしインディアン議会議事録の検討後では、投票結果をインディアン部族の、再組織法に対する反応として一元的に捉えることはできない。

まず投票結果は、五月一日までに投票をした部族（インディアン部族全体数のおよそ四分の一）に限定され、これは合衆国全体どころか、インディアン議会に出席した部族全体の意見を反映しているとはいえない。加えて、投票結果には、「保留」を示した部族の意思が反映されていない。例えば、投票結果に付随して、投票時によせられたインディアンからの法案修正要求やコメントなどが「補足(remarks)」として連邦議会に提出されている。だが、そこで挙げられている各部族からの意見と、投票結果を比較してみると、修正を加えることが分かる。さらに、インディアン議会での発言を考慮すれば、今回の投票に加わっていない多くの部族が、修正案の検討を視野にいれた「保留」の立場をとっている可能性が大きい。

このような「保留」態度は、インディアン局がインディアン議会中に再組織法案への批判を受けて約束した、修正案を期待してのことである。実際にインディアン局はインディアン議会後すぐに法案に約三〇の修正案を加え、連邦公聴会に提出している。よって修正案を条件とした賛成票の一部を、実質的賛成意見として捉えることも可能であろう。しかし、要求された修正案がすべて成立したわけではない。よって先の条件付き賛成は、本来ならば賛成ではなく、「保留」と解釈しなおすべき意見である。

その他に、「補足」の中には、自らの部族は除外されたほうがいいが法案成立には賛成する、過去の条約や契約に対する影響が心配であるが一応賛成する、などの意見が見られる。よって提出された投票結果が、各インディアングループによる、実際の、または積極的な再組織法案への賛成意見を正当に表しているとはいえない点を考慮する必要がある。

以上の考察から、インディアン局の報告は、賛否投票の結果により連邦議会に伝えるべき再組織法に対するインディアンの真の反応を、むしろゆがめていると見ることが可能であろう。連邦議会に提出されたインディアン議会の基本的な資料が、この投票結果とそれに付随する「補足」のみであったという点は、まさに同法案に対する、インディアンのより具体的な意見を連邦議会議事録資料から捉えるこ

とを困難にしている。これは今日の再組織法研究におけるアプローチの欠陥を招いた理由でもある。

投票は、あくまでも再組織法案の全項目に対するものであり、自治政府設立問題に限定したものではない。しかしインディアン議会後に連邦議会で最終的に採用された、同法案に対する三〇の修正案の内容にまで分析を進めれば、部族自治や自治政府の設立に関するインディアンからの要望が、修正条項に大きく影響している点、よってこれらの問題が、再組織法賛否の要となつている様子が分かる。

これら三〇の修正案のうち、特に以下の五つの点がインディアン議会での話し合いを受けて作成されたものである。まず一点目に個々のインディアンの割り当て地を保護する点(これによりインディアンの同意なしでインディアンの割り当て地が部族の共同管理下に移譲されることはなくなった)。二点目に、割り当て地の効果的な運用が可能であれば、割り当て地の持ち主が死亡した時点でその土地は分割され、家族に継承される点(既存の制度の継承)、三点目に天然資源については財産の個人所有権が保護される点、四点目に法案はインディアンにより係争中の訴訟には影響を与えない点、五点目に各部族は再組織法に対する拒否権を行使できる点である。

上記の修正案は、法案成立過程におけるインディアン側の積極的なアプローチの結果であり、インディアン史上に

おける意味は大きい。しかし四点目を除けば、その要点は、結果としてインディアンの個人財産を守り、さらに法案の適用をインディアンの任意とするという点である。つまり、インディアン再組織法で示された当初の提案である「部族主権の復活と財産の共同管理」という改革案が、インディアン側からの意見を受けた後、むしろ大幅に縮小されていることがわかる。よって、実際に成立した再組織法は、部族自治の効力に関して再組織法案とは大きな異なりを見せる。これらの状況を考慮すれば、再組織法案の中で提示された自治政府と、それが持つ強い自治権に対するインディアンの反応を肯定的にのみ捉えることはできない。

一方でインディアンの自治政府設立に対する真のリアクションは、修正案をうけながらも、一九三七年までに自治政府の核となる部族憲法を作成したのが六五集団に留まっている事実<sup>56</sup>に反映されている。この結果には、再組織法が提示した部族自治と、同時代のインディアンの考える将来像との矛盾がより明確に表れている。さらに六五集団の中には、ホピ族のように、村落共同体単位で部族が分裂しているながらそれを最大限尊重し、村落共同体の集合体として自治政府の設立を達成した部族などがある。よって法律適用下における自治政府の実際の設立状況は、部族主義をかかげる法案作成者の意図に反し、各構造内部にある程度の柔軟性を持つものとなった。

## 5 おわりに

再組織法案に対するインディアンの多様な反応は、以下の点を再考するきっかけとなる。それは通称インディアン再組織法として知られる同法は、どのような状況における誰の「再組織」を意図しているのかという点である。これに関し、これまでの再組織法研究は、一九三四年までに様々な要因から、伝統的社会機能を崩壊させた「インディアンの各グループ」が、その社会機能を「再組織」するとの意図を持つとしている。そこでインディアン局は、自治政府の設立という一つの選択肢を再組織の手段としてインディアン全体に提示したといえる。

しかし前提として、インディアン局が保留地における実際的なインディアンの社会状況を何処まで把握していたかという点は疑問である。この点に関して、社会学者エルマー・ルスロ (Elmer Rusco) は、一九三四年以前は、メリアム報告書を除き、インディアン局によるインディアン社会に関する包括的な状況調査が殆ど行われていないとしている。メリアム報告書の中でも、インディアン保留地における自治活動に関する報告はいくつか見られる一方で、詳細な調査はなされていない。さらに再組織法案立案過程においては、インディアン局のフェリックス・コーエン (Felix Cohen)

らの現地視察員も、時間的制約のため再組織法案の草案期間中、一ヶ月程度でその調査を終了している。よって自治政府の設立は多分に部族意識の強固さと、部族からの積極的な行動を期待したものである一方で、法律の成立前後とも、保留地状況の把握が十分行われていないのである。このような点は、再組織法案が南西部インディアンら、コリアがその文化保存を訴えた一部のインディアンの利益を考慮した、いわば地理的に限定された部族利益を追求する法律であると評価と呼応して、法案の存在意義を弱めるものとなるであろう。

では一九三四年当時におけるインディアン社会の自治状況は全体としてどのような傾向にあったのか。インディアン議会では、その社会状況、それに伴うインディアン・アイデンティティのあり方、経済状況は多様性を見せ、部族社会維持やその社会再建に対する温度差が明らかである。この多様性を生んだ多くの要因の一部として、過去の同化政策の影響を当然ながら考慮する必要がある。ここでは補足資料として資料4を提示した。これは主にインディアン議会が開催された地域ごとに整理した、当時のインディアンの同化程度を表している。

今後は、同化政策も含めたインディアンの歴史的経験が、インディアンの社会、経済状況にどのように作用していたのか、もしくはいなかったのか、という点を詳細に分析す

資料4 Assimilation Among 45 Indian Groups

地域	High Assimilation, Economic and Cultural	High Assimilation, Cultural	Medium Assimilation, Economic and Cultural	Medium Assimilation, Cultural	Low Assimilation, Economic and Cultural
東部・オクラホマ地域	Osage	Iroquois	Kiowa		Cheyenne-Arapaho
五大湖地域	Five Civilized Tribes		Pawnee		
	Chippewa	Menominee Ottawa			
平原地域	Flathead	Blackfeet	Ft. Totten Sioux	Ft. Berthold (Mandans, Hidatsas, Arikaras) Crow	
	Potawatomi	Turtle Mt. Ft. Belknap	Winnebago		
	Yankton Sioux	(Gros Ventres, Assiniboins)	Standing Rock Sioux	Northern Cheyenne	
	Cheyenne River Sioux	Rosebud Sioux	Pine Ridge Sioux Crow Creek Sioux		
大盆地地域			Uintah-Ourray Ft. Hall (Shoshones, Bannocks)	Shoshone	Ute
北西部地域		Spokane Colville Umatilla Klamath		Warm Springs	Paiute
南西部・カリフォルニア地域		Sacramento			Apache
		Mission			Papago Navajo Pueblo Pima Yuma Hopi

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性(野口)

以下三つの基準より、同化程度を分類

- ①白人とインディアンの結婚率
- ②インディアンの教育状況(21歳以上のインディアンの識字率)
- ③土地の保有状況

Graham D. Taylor, *The New Deal and American Indian Tribalism: The Administration of the Indian Reorganization Act, 1934-45* (Lincoln: University of Nebraska Press, 1980) 参照

る必要がある。

同時に再組織法以前に存在していた自治組織、機能の把握が必要になる。すでに研究がなされている文明化五部族、プエブロ族、ナバホ族、フラザーヘッド族などは、一九三四年以前に、部族内に高度に組織された自治形態を、一つないし二つ以上持っていたことが明らかとなっている。加えて再組織法当時、伝統的な部族組織、例えば酋長制や直接民主制などの組織機能を持つ部族が存在していたという状況も、近年活性化している部族史研究より確認できる。インディアン議会の分析からわかる、再組織法のより根本的な障害は、むしろこれら既存の組織と、新たに再組織法によって提示された自治組織との矛盾に大きく起因するであろう。以上の点は、今後の筆者の研究課題となるものである。

最後に今後の展望として、一九三四年当時における、インディアン部族認識の多様性を、以後二〇世紀後半に至る、インディアン・アイデンティティの再構築過程の中で検討してみる。インディアン議会で見られた多様な意見は、言い換えれば、まさにインディアン・アイデンティティの多様性の結果である。その中では、主に南西部のインディアンのように、部族としてのアイデンティティを強く持つインディアン、主に都市部におけるそれを持たない、同化傾向にあるインディアン、さらに伝統的インディアン社会

生活を送りながらも、部族という外的自己規定ではなく、村、氏族単位で生活をし、それを基礎としたアイデンティティを持つインディアンの存在が認められる。さらにインディアンへの例外主義への反発が示すように、アメリカ市民、州民というそれまでに獲得した自己認識が加わり、アイデンティティの混在が見られることも、また事実である。これまでの分析に明らかのように、これらの多様なアイデンティティの様相は、皮肉にもインディアン局が、インディアンに対して、部族自治という単一の可能性を示したことに対するリアクションとなって明らかとなった。このような事実は部族自治に対する、インディアンの当時の認識の一つの目安になる。その上で一九六〇年代のインディアン・ムーヴメント以降に、インディアンが部族を超えた、民族としての自決権を自ら模索し、自己主張していくという可能性を持つ中で、部族とインディアンの関係がどのように変質していったのかを分析することは、インディアン・アイデンティティの歴史的構造を探る、報告者の重要なテーマとなる。その前段階として一九三四年の部族状況を捉えることの必要性は高い。

筆者は今後の研究において、二〇世紀インディアン社会を、部族主義と、民族主義との共存、という視点から解明することをテーマとしている。一九三四年における多様な状況が、部族を超えた、民族的団結と、自決をめざす以後

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性(野口)

の活動と、どのように関連していったのか。インディアン議会における自治政府への反応は、部族と部族を超えた民族意識、さらには州民、あるいはアメリカ市民としての意識が混在する、現代インディアンの自意識の重要な前提条件としてとらえる必要がある。

註

- (1) 富田虎男『アメリカ・インディアンの歴史』(雄山閣、一九八二年)、一八五―一九四頁。
- (2) 現在では「ネイティブ・アメリカン」「先住民」などの呼称も用いられる。本稿では、「インディアン」の呼称が持つ歴史的諸問題を認識しながらも、インディアンによる使用頻度や、呼称がもつ現代的意味を重視し、かつ「先住民」のカテゴリーに含まれるインディアン/エスキモト・アリューアについて扱っていないことから、「インディアン」の表記を用いる。また「部族」とは英語の「tribe」の意。
- (3) U.S. Statutes at Large, 48:984.
- (4) Francis Paul Prucha, *The Great Father II - The United States Government and the American Indian II* (Lincoln and London: University of Nebraska Press 1984), 969. コロニアを含めた一九二〇年代におけるインディアンのための活動家らの動き、理念と関係した Lawrence C. Kelly, *The Assault on Assimilation: John Collier and Origins of Indian Policy Reform* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1983).
- (5) 一九世紀末の同化政策に関し Prucha, *The Great Father*, 872-879; 特に土地政策に関しては Wilcomb E. Washburn, *The Assault on Indian Tribalism: The General Allotment Law of 1887* (Philadelphia: J.P. Lippincott Co., 1986).
- (6) ヒューバート・ワーク (Hubert Work) 内務長官の依頼によりブルッキング研究所 (Brooking Institute) が、西部諸州の七五の保留地、管轄区、政府機関、病院、学校を対象に行った、インディアンの社会状況全般にわたる包括的調査の報告書。Lewis Meriam, *The Problem of the Indian Administration* (Baltimore: John Hopkins Press, 1928).
- (7) *Ibid.*, 3.
- (8) 実質的な再組織法案立案者となったコロニアが後に回想しているように、メリアム報告書は再組織法案作成の起点とも言えるのである。U.S. Committee on Indian Affairs, *Hearings on S. 2103, 76th Cong., 3rd sess., 1940, 24-29.*
- (9) 再組織法とは「tribe, or tribes, residing on the same reservation」を表記。U.S. Stat. 48, 984.
- (10) U.S. Statutes at Large, 48:984, chapter 9, 10, 11, 12, 16.
- (11) 再組織法で提示された「部族主義」に基づく「社会」政治新制度を、本稿では「再組織法体制」と呼ぶ。
- (12) Kenneth R. Philp, "Fifty Years Later: The Indian Reorganization Act of 1934 in Historical Perspective," in *Indian Self Rule: Fifty Years under the Indian Reorganization Act* (Sun Valley, Idaho: Institute of the American West, 1986), 7-9; Robert Bennett, "Fifty Years under the Indian Reorganization Act," in *Indian Self Rule*, 28; Wilcomb E. Washburn, "A Fifty Years Perspective on the Indian Reorganization Act,"

*American Anthropologist* 87, (1984), 280.

- (31) Rupert Costo, "The Indian New Deal 1928-1945," in *Indian Self-Rule*, 12; Rupert Costo, "Federal Indian Policy, 1933-1945," in *Indian Self-Rule*, 48-54; Lawrence C. Kelly, "The Indian Reorganization Act: The Dream and the Reality," *Pacific Historical Review* 43(1975), 298, Graham D. Taylor, *The New Deal and American Indian Tribalism: The Administration of Indian Reorganization Act, 1934-45* (Lincoln: University of Nebraska Press, 1980), 150.

- (41) ニコトトヤーン 著、トマス・ブルジョア 編、*インディアンと新 Deal* (New Haven, Yale University Press, 1976), Steven J. Crum, *The Road on Which We Came: A history of the Western Shoshone* (Salt Lake City: University of Utah Press), Thomas Biolsi, *Organizing the Lakota: The Political Economy of the New Deal on the Pine Ridge and Rosebud Reservations* (Tucson, London: The University of Arizona Press, 1992) など参照。  
(51) Alexandra Harmon, "Wanted: More History of Indian Identity" in Philip J. Deloria and Neal Salisbury, ed., *A Companion to American Indian History* (Blackwell Publishers, 2002) .

- (91) 本稿では、インディアンの自治権を確保し、インディアンに議会の地位を。議事録は、インディアンの "Minutes of the Plains Congress," 1934 March 2-5, "Proceedings of the Conference at Chemawa, Oregon," 1935 March 8-9, "Minutes of the Navajo Tribal Council," 1934 March

12-13, "Minutes of the All-Pueblo Council," 1934 March 15, "Report of the Southern Arizona Indian Conference," 1934 March 15-16, "Proceedings of the Indian of Southern California," 1934 March 17-18, "Minutes of the Indians of Western Oklahoma," 1934 March 20, "Proceedings of the Conference for the Indians of the Five Civilized Tribes of Oklahoma," 1934 March 22, "Minutes of the Meeting Held at Miami, Oklahoma," 1934 March 24, "Testimony Taken at Hay ward, Winconsin", April 23-24 *Collier Papers 1922-1969* (Stanford, North Carolina: Microfilming Corporation of America, 1980), microfilm, reel 30.

- (71) "Indian Self-Government, January 20, 1934," *Collier Papers*, reel 29.

- (81) 藤田隆平・キムト・ユ・ノス 著、インディアンの歴史、インディアンとの交渉、インディアンの自治権を確保する。H. Hass, *The Years of Tribal Government under the I.R.A*(Chicago:Haskell Institute Printing Service, 1947), 1. キムト・ユ・ノス 著、*インディアンの自治権を確保する*。"It is doubtful if any piece of legislation in the history of this country has been more thoroughly and intelligently studied and debated by the people whom it would affect" *Congressional Record*, House, 73d, Cong., 2d sess., June 15, 1934, 11731.

- (91) Elmer Rusco, *A Fateful Time-The Background of Legislative History of the Indian Reorganization Act* (Reno and Las Vegas: University of Nevada Press,

- 2000), 246.
- (62) Vine Deloria, Jr. and Clifford M. Lytle, *The Nations Within, The Past and Future of American Indian Sovereignty* (Austin: University of Texas Press, 1984), 101-121; Prucha, *The Great Father*, 958-960; Taylor, *The New Deal and American Indian Tribalism*, 24-25; J. Leiper Freeman, "The New Deal for Indians: A Study in Bureau Committee Relations in American Government," Ph.D. dissertation, Princeton University, 1952, 143.
- (63) Vine Deloria, Jr., *Indian Reorganization Act- Congress and Bills-* (Norman: University of Oklahoma Press, 2000).
- (64) Deloria and Lytle, *The Nations Within*, 16-27.
- (65) "Minutes the All-Pueblo Council," 1934 March 15, 44.
- (66) *Ibid.*, 49.
- (67) 「ヤハホヤホ」の民族誌的考察と民族学上の位置づけについて Rusco, *A Fatal Time*, Chapter 1-2 参照。
- (68) "Proceedings of the Conference for the Indians of the Five Civilized Tribes of Oklahoma," 1934 March 22, 27.
- (69) *Ibid.*, 67-68.
- (70) "Proceedings of the Conference for the Indians of the Five Civilized Tribes of Oklahoma," 1934 March 22, 27.
- (71) "Report of the Southern Arizona Indian Conference," 1934 March 15-16, 25.
- (72) "Minutes of the Plains Congress," 1934 March 2-5, 107.
- (73) "Proceeding of the Conference for the Indians of the Five Civilized Tribes of Oklahoma," 1934 March 22, 67.
- (74) "Minutes of the Plains Congress," 1934 March 2-5, 90.
- (75) "Proceedings of the Indian of Southern California," 1934 March 17-18, 37.
- (76) *Ibid.*, 59.
- (77) *Ibid.*, 22.
- (78) "Testimony from Conference at Hayward, Wisconsin," 1934 April 23-24, 13.
- (79) "Proceeding of the Conference at Chemewa, Oregon," 1935 March 8-9, 63.
- (80) "Report of the Southern Arizona Indian Conference," 1934 March 15-16, 10.
- (81) "Proceedings of the Indian of Southern California," 1934 March 17-18, 48.
- (82) "Minutes of the Meeting Held at Miami, Oklahoma," 1934 March 24, 85.
- (83) "Minutes of the Navajo Tribal Council," 1934 March 12-13, 47-48.
- (84) "Proceedings of the Conference at Chemawa, Oregon," 1935 March 8-9, 63.
- (85) "Proceedings of the Indian of Southern California," 1934 March 17-18, 62.
- (86) "Minutes of the Plains Congress," 1934 March 2-5, 121.
- (87) "Proceedings of the Conference at Chemawa, Oregon,"



- 1935 March 8-9, 72.
- (46) "Minutes of the Indians of Western Oklahoma," 1934 March 20, 41-42.
- (47) 鶴月裕典「アメリカ・インディアンの自意識の多様性」五十嵐武士編『アメリカの多民族体制―「民族」の創出』（東大出版会、二〇〇〇年）、二五五-二六〇頁。
- (48) "Proceeding of the Conference at Chemewa, Oregon," 1935 March 8-9, 70-71, "Minutes of the Plains Congress," 1934 March 2-5, 87-88.
- (49) "Minutes of All-Pueblo Council," 1934 March 15, 37.
- (50) *Ibid.*, 121.
- (51) U. S. House Committee on Indian Affairs, "Readjustment of Indian Affairs," *Hearings on H. R. 7902*, 73rd Cong., 2<sup>nd</sup> sess., 1934, 397-425.
- (52) "Readjustment of Indian Affairs," Hearings on H.R. 7902, 297-425.
- (53) *Ibid.*, 194-99, 100.
- (54) *Ibid.*, 297-425.
- (55) *Ibid.*, 195-199; *Indian At Work* (April, 1934), 20-21, *Collier Papers*, reel32
- (56) 鶴月「アメリカ・インディアン<sup>(1)</sup>の自意識の多様性」二四五頁。
- (57) ホピ族における自治政府の設立に関しては拙稿「ホピ族とインディアン再組織法（一九三四）―部族憲法と部族会議の設立を巡って―」『立教アメリカンスタディーズ』第二十五号、二〇〇三年三月、九一-一〇頁参照。また再組織法では除外されたアラスカ・インディアン、オクラホマ州のインディアンに対しても、一九三六年にそれぞれアラスカ・インディア

ン再組織法(Alaska Indian Reorganization Act)、オクラホマ・インディアン福祉法(Oklahoma Indian Welfare Act)が制定され、部族を細分化した単位での自治体の設立が認められている。

- (58) Rusco, *A Fateful Time*, 193.
- (59) *Ibid.*, 224. コリアがフエブレロ・インディアンと再組織法案の関連性について言及したものを引く。 "Readjustment of Indian Affairs," 102-103.
- (60) 一九二七年にインディアン局が各保留地の自治状況に関する調査を試みてゐる。この調査はインディアン局と保留地／管轄区との往復書簡による回答形式の調査であり、回答が不完全なままで終えられているため、包括的な自治状況を捉えることは困難である。しかしこれらの資料は、当時の多様な自治状況の一部を伝えている。 NAB, RG 75, "Circulars, 1904-1934," Rusco, *A Fateful Time*, 37-40.

(本学文学研究科史学専攻博士課程後期課程)

# Analyzing American Indian identity: A Look at the Indian reorganization bill as considered by the Indian Congress of 1934

By NOGUCHI, Kumiko

The purpose of this article is to explore Indian attitudes toward the Indian Reorganization Act of 1934 (IRA), based on analysis of the minutes taken at the Indian Congress held at the time and focusing on the variety of Indian tribes that existed at the time and their attitudes toward Indian self-government. The Bureau of Indian Affairs (BIA) convened the Indian Congress on ten Indian reservations during March and April 1934 as part of hearings on the pending Indian reorganization legislation. Indian delegates from 111 tribes participated in this congress and discussions with BIA about the propose legislation.

Previous studies on Indian reorganization proposals focused on the theories of low-level, government bureaucrats or discussions conducted in the US Congress. A great deal of attention also was given to the Indian integration theory developed by John Collier, the BIA Commissioner in 1934. Although these various approaches attempted to emphasize that the IRA had been the cornerstone of the Indian history and celebrate tribalism, they did so without incorporating the Indian's own point of view. In addition to ignoring Indian input into the IRA, the BIA approach ultimately disregarded the actual economic and political conditions that existed on the reservations at that time.

This article looks at not only the numerous Indian delegates' objections to the US Government's proposal for Indian self-government but also the variety of individual Indian tribal identities that existed in 1934. In addition, this analysis is the starting point of the author's future studies, which will analyze Indian history by looking at the interconnection of tribalism and Pan-Indianism.

インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性(野口)